主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人角南元一の上告理由について。

所論被上告人の過失のある原判決判示の事実関係の下において、原判決が、上告 人の身元保証の責任を全部免除することなく、判示の程度に責任の範囲を定めても、 未だもつてその判断を違法ということはできない。それ故所論は採用できない。

よつて、民訴四○一条、九五条、八九条に従い、主文のとおり判決する。

この判決は、全裁判官一致の意見によるものである。

## 最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
克		田	池	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官